

(案)

枚方市の介護予防・日常生活支援総合事業

うーんと伸ばそう健康寿命

参加・活躍
つどいの場

体力づくり
元気づくり

くらしのサポート

3つの柱 (葉)

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つで構成される事業として創設され、枚方市では平成29年4月から開始します。

総合事業は、地域包括ケアシステム構築の一つのツール

- 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援者と基本チェックリストから介護予防ケアマネジメントによる事業対象者

総合事業の支え手として、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、住民主体のサービスの創出、介護予防の推進を基本とすることで、認定に至らない高齢者の増加と、元気な高齢者から要介護認定者までのすべての高齢者が住み続けることができる環境づくりを推進し、地域包括ケアシステムを構築していく。

介護予防・日常生活支援総合事業の目的・構成

- ① 増加する高齢者の多様な介護予防・生活支援ニーズに対応し、市の実情に応じた独自の多様なサービスを豊富に創出し提供
- ② 要支援者から元気高齢者まで分け隔てなく、切れ目なくサービスを提供できるようにすることで、自立することへの意欲を喚起
- ③ 市独自のサービス基準を設け、人材の流動性と有効活用を促進することにより、介護人材の不足を解消
- ④ 市独自の事業報酬を定め、適切にサービスを評価することで、将来にわたり健全で持続可能な介護保険制度を確立

（１） 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者は、要支援者に相当する方
 - ① 要支援1・2の新規認定を受けた方
 - ② 要支援1・2の更新認定を受けた方
 - ③ 基本チェックリストで事業の対象者と判定された方
 - ④ 要支援1・2の認定を受けている方で、事業の利用を希望する方

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、リハビリ専門職の関与による自立意欲の喚起、栄養改善を目的とした管理栄養士による指導等を提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

（介護予防・生活支援サービス体制整備事業）

要支援者等に相当する方の必要とする、住民主体による各種の多様なサービスが適切に提供されるよう、地域ケア会議等を通じて、地域に不足する資源を把握し、地域包括支援センターと連携して、サービス基盤となる資源の開発・発掘・育成を推進

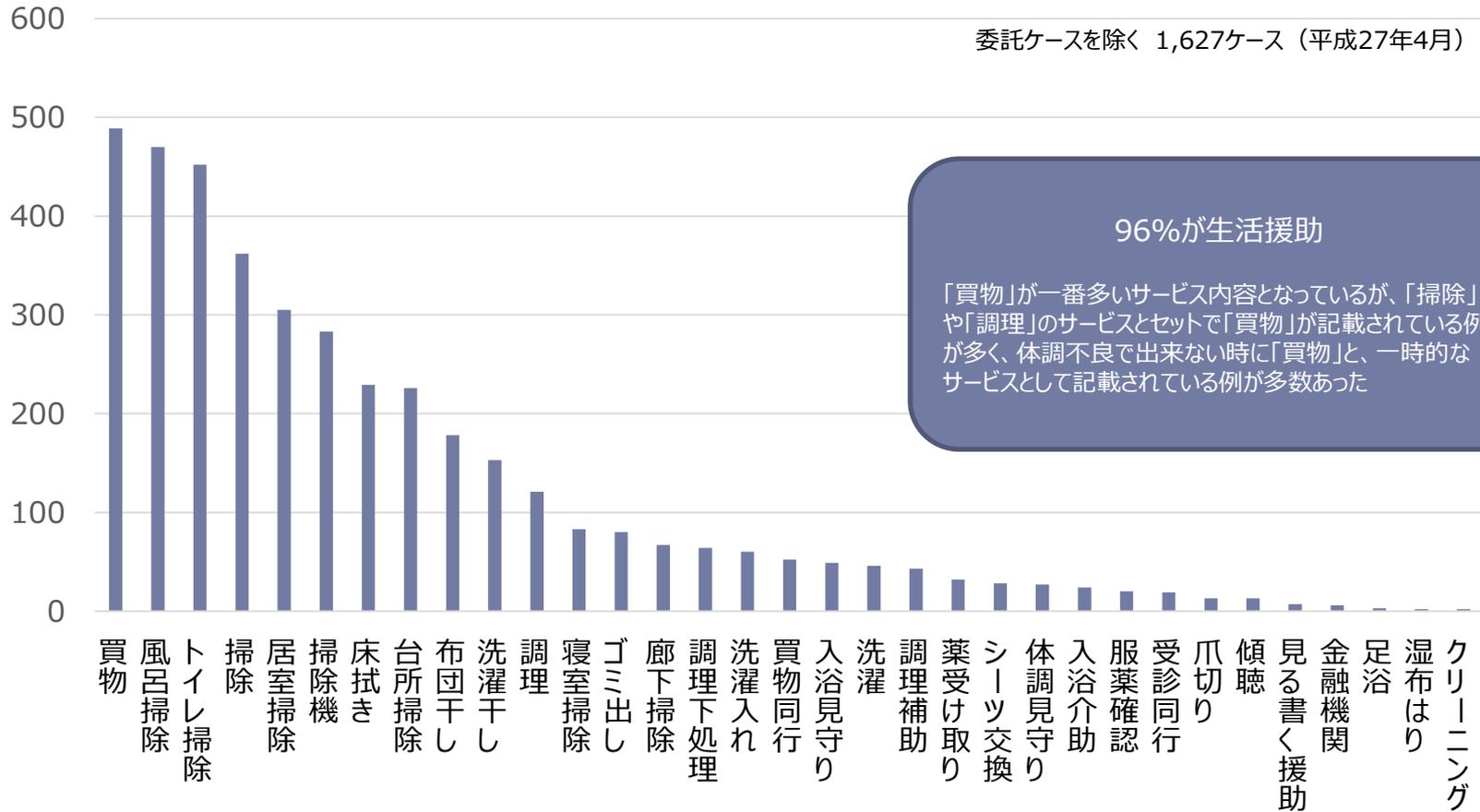
（２） 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者の全ての方、その支援のための活動に関わる方
- ひらかた元気くらわんか体操を中心に様々な介護予防事業を展開することで、体操・活動の場の拡充を図る。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる（基本チェックリストの活用）
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う（ひらかた元気くらわんか体操の普及、心の健康・からだの健康まつりの実施等）
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う（ひらかた元気くらわんか体操の継続支援）
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場、ひらかた元気くらわんか体操の評価等へのリハビリ専門職等による助言等を実施



枚方市の介護予防訪問介護 サービス内容分析



※ サービス内容はケアプラン記載内容をすべて計上

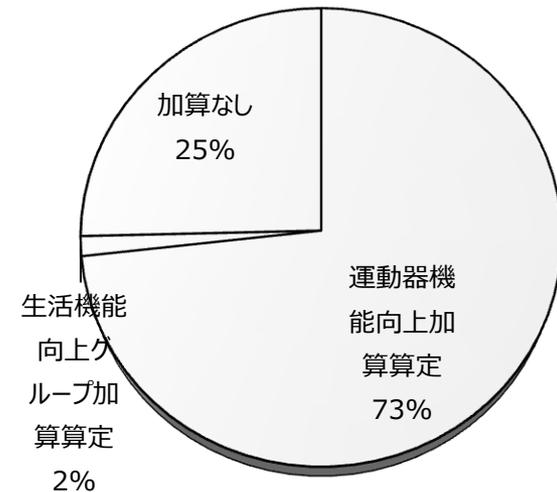
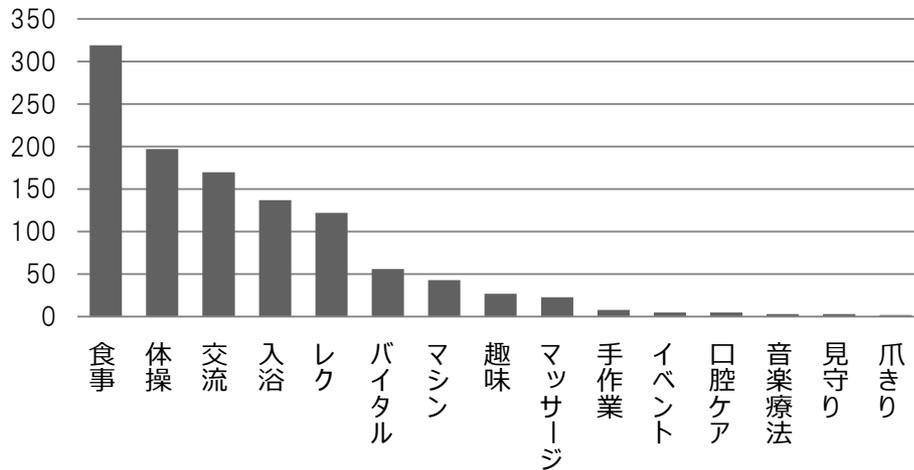
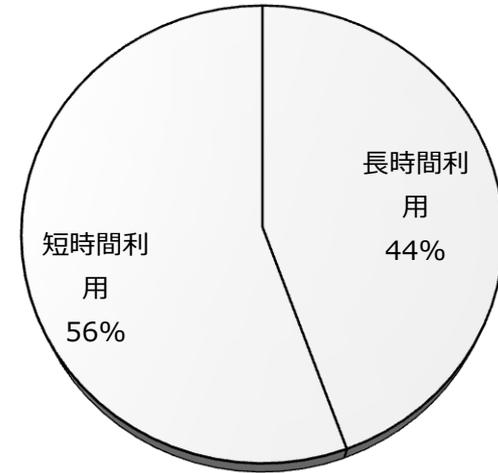


枚方市の介護予防通所介護 サービス内容分析

- サービス利用の目的がサービスの基本方針に基づくものとなっている。（7割以上が運動器機能向上加算を算定）
- 長時間の利用者は「入浴」を目的としている。
- 「体操」には運動やリハビリが含まれている。



予防・通所介護 サービス内容分析



委託ケースを除く 1,627ケース（平成27年4月）

枚方市の地域資源の整理

※平成27年6月現在

区分		公的サービス		保険外サービス（非営利・福祉組織など）					その他	
		市福祉サービス	介護保険サービス	社会福祉協議会	介護事業所	NPO法人	シルバー人材センター	大阪高齢者生協		地域団体等
安心	自分の存在を気にかけてくれる人がいる	ひとり暮らしの方への定期連絡：延べ2,074回 電話 緊急通報装置の貸与：3,146台設置 友愛訪問(老人クラブ)	訪問介護事業所 (158事業所)	いきいきサロン（一人暮らし老人会等） 民生委員による訪問	介護保険外自費サービス（別契約）	NALC枚方拠点 北河内ボランティアセンター (話し相手)			おたすけ隊（見守り） ふれあい訪問（校区内住民）	移動販売：10か所 お買物サポート：1か所（店舗）
外出	通院や買物	福祉タクシーの基本料金助成事業：利用者130人 枚方市地区福祉移送サービス：24事業所 高齢者外出支援カード：利用枚数46,851枚	訪問介護事業所 (158事業所)		上に同じ	NALC枚方拠点 北河内ボランティアセンター (外出支援)	通院・買物付き添い	あんしんサポートおたすけ隊（外出支援等）	おたすけ隊（外出支援） くらしの支援（有償ボランティア）	ニコニコキッチン：日用品購入 ひらかた市民活動支援センター：NPOサポート事業（ひらかたNPOセンター登録団体（約280団体）に対し、市民活動やNPOをサポートするための様々な事業を実施）
交流	友人、知人など	生きがい創造学園老人クラブ：234クラブ（14,084人） 街かどデイハウス：10か所	通所介護事業所 (133事業所)	いきいきサロン（一人暮らし老人会等）		NALC枚方拠点会員のサークル活動		大阪高齢者生協会員のサークル活動	地域のカフェ：18か所（自治会等） 地域のサロン：26か所（集会所等）	
日常的な家事	買物、掃除、調理、布団干しなど	在宅生活援助事業（非該当）：利用者3人 栄養改善事業：7事業者	訪問介護事業所 (158事業所)	ボランティアセンター	介護保険外自費サービス（別契約）	NALC枚方拠点 北河内ボランティアセンター	家事支援（調理以外）	あんしんサポートおたすけ隊（家事代行等）	くらしの支援（有償ボランティア）	地域のサークル活動：120（約半数は公共施設で活動、残りは自治会館等で活動）
非日常的な家事	大掃除や家電製品の買物、部屋の模様替え	在宅生活援助事業（要支援・要介護認定者）：利用者138人		ボランティアセンター	上に同じ	NALC枚方拠点 北河内ボランティアセンター	庭木の手入れ、大掃除	あんしんサポートおたすけ隊（家具移動等）	くらしの支援（有償ボランティア）	老人クラブ活動：234クラブがそれぞれ自治会館等を活用したサークル活動、友愛訪問、子ども見守り活動、清掃等の活動を実施
ちょこつとしたこと	蛍光灯の交換、固いふたの開け閉めなど			ボランティアセンター	上に同じ	NALC枚方拠点 北河内ボランティアセンター			おたすけ隊くらしの支援	

介護保険サービスと総合事業サービスの整合性を保つため、介護保険サービス外のサービスについては、誰もが使えるサービスとして整備。



要支援認定者 総合事業対象者

介護予防サービス（在宅）

地域密着型介護予防サービス

介護予防・生活支援サービス事業

共助

公助

要介護認定者

介護サービス（在宅）

介護サービス（施設）

地域密着型サービス

地域全体で高齢者だけでなく、支え合いの環境づくりに取り組む。

一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業の担い手

自助

互助

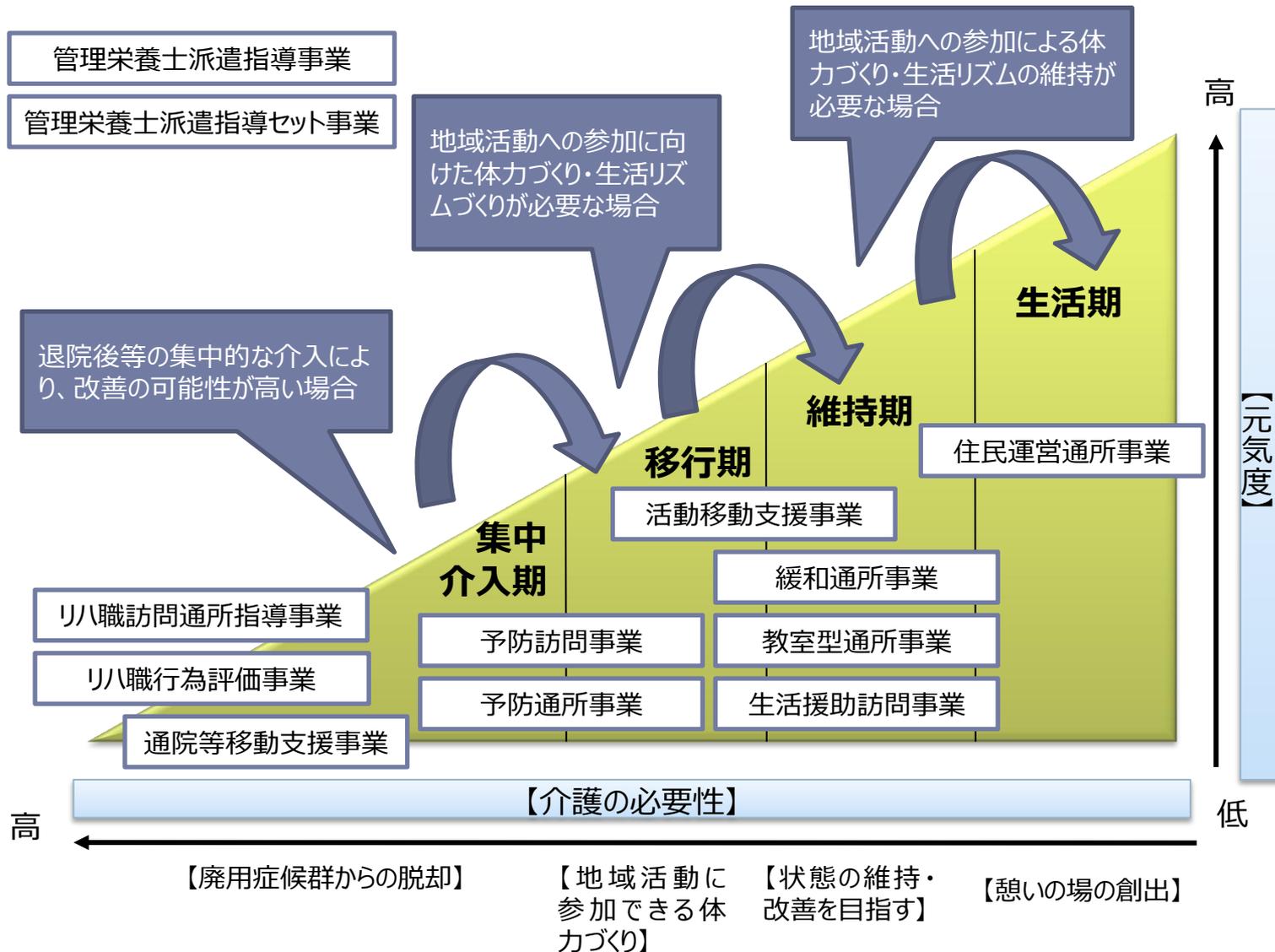
元気な高齢者が増えて、元気な高齢者が地域の中で「役割」と「生きがい」を持って生活できる体制を整備。

元気な高齢者を増やすことを目的に、専門職が適切に関与することで、地域での自主的な体操等の運動が継続できる仕組みづくりを**重点的**に取り組む。



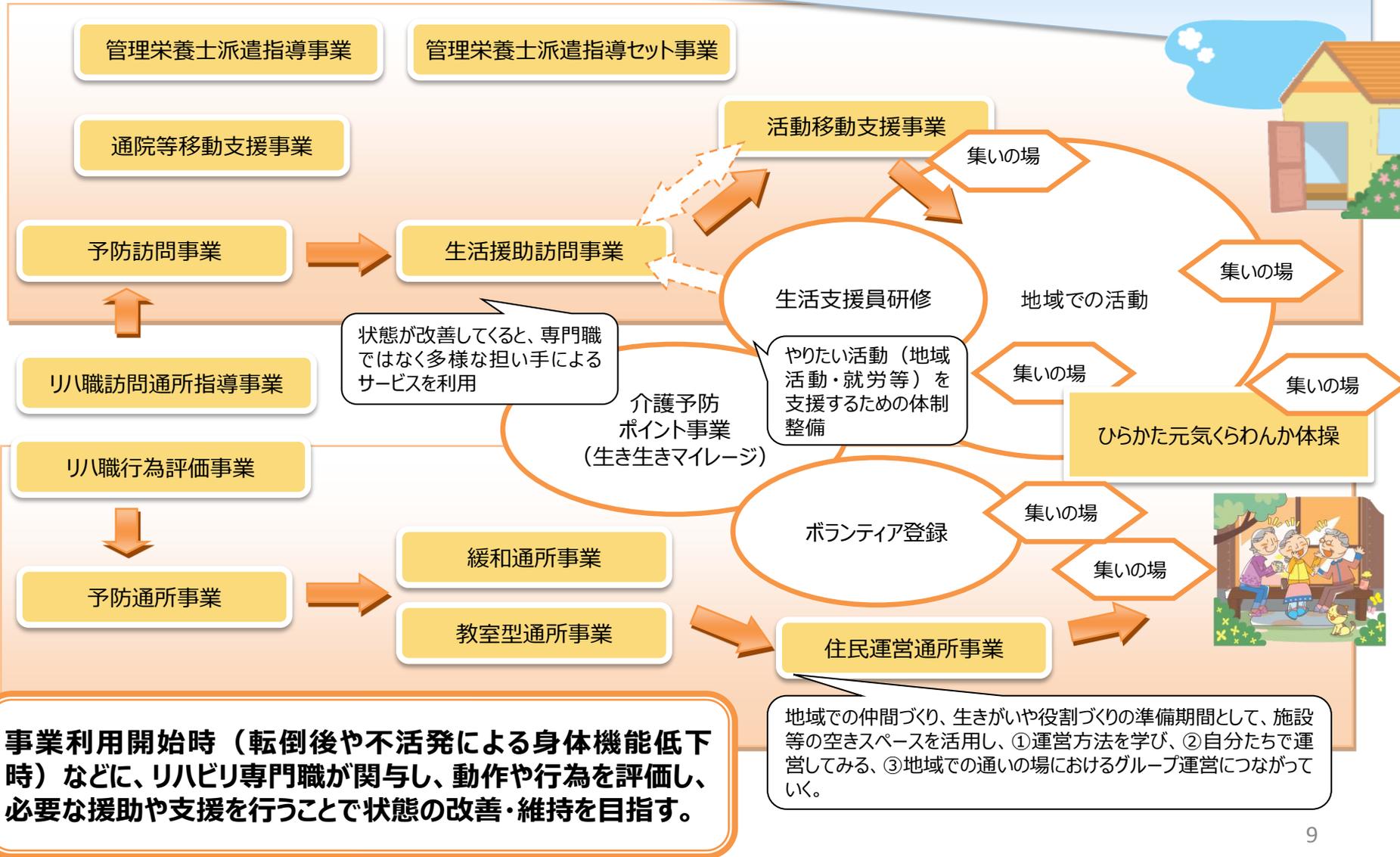
被保険者

枚方市の介護予防・日常生活支援総合事業の体系図



枚方市の介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ図

低 ← 元気度 → 高



(案) 枚方市の訪問型サービスの概要（サービス事業）

	現行のサービス相当	訪問型サービスA	訪問型サービスB	職 訪 問 型 通 所 指 導 事 業 「 訪 問 型 サ ー ビ ス C は、 そ の 他 の 生 活 支 援 サ ー ビ ス 「 リ ハ」	訪問型サービスD	
		予防訪問事業	生活援助訪問事業		活動移動支援事業	通院等移動支援事業
サービス説明	訪問介護事業所の訪問介護員等(※1)が提供する身体介護等のサービス	法人（団体）等の生活支援員(※2)が提供する生活援助サービス	法人（団体）の登録・会員等が提供する生活支援サービス			訪問介護事業所の訪問介護員(※1)が提供する身体介護等のサービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除や整理整頓 ● 生活必需品の買い物 ● 食事の準備や調理 ● 衣類の洗濯や整理 ● 薬の受け取り ■ 入浴の介助や見守り など	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除や整理整頓 ● 生活必需品の買い物 ● 食事の準備や調理 ● 衣類の洗濯や整理 ● 薬の受け取り など	<ul style="list-style-type: none"> ● 徒歩や公共交通機関を利用し、老人クラブ等の活動・参加場所までの移動支援 ● 介護保険の対象とならない簡単な家事支援（台所の換気扇の掃除等） など			<ul style="list-style-type: none"> ● 通院等の移動支援
対象外のサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えること。					
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助（助成）			事業者指定
自己負担の目安 (1割負担の場合)	【1か月あたり】 週1回程度 1,252円 週2回程度 2,493円 週3回程度 3,963円 ※初回時には加算あり	【1か月あたり】 週1回程度 740円 週2回程度 1,490円 ※初回時には加算あり	【1回あたり】 法人（団体）が定める自己負担額 ※1人あたり月16時間まで			【1回あたり】 片道 100円

※1 訪問介護員等とは、介護職として働く上で基本となる知識や技術を習得している介護福祉士・介護職員初任者研修等の資格を有する者

※2 生活支援員とは、訪問介護員等とは異なり、市独自の研修を受講した者

(案) 枚方市のその他の生活支援サービスの概要（サービス事業）

	管理栄養士派遣指導事業	管理栄養士派遣指導 セット事業	リハ職訪問通所指導事業	リハ職行為評価事業
サービス 対象者	著しい体重の減少や増加がある人 低栄養が疑われる人 食事や調理・買物への意欲が低下している人 など	著しい体重の減少や増加がある人 低栄養が疑われる人 食事や調理・買物への意欲が低下している人 など	体力改善に向けた支援が必要な人 健康管理の維持・改善が必要な人 閉じこもりに対する支援が必要な人 など	サービス利用時等にリハ職による動作や行為の評価を実施することで、自立を支援できる人 など
サービス 内容	管理栄養士による介護予防を目的とした訪問等による栄養改善に関する指導・評価	管理栄養士による介護予防を目的とした訪問等による栄養改善に関する指導・評価と調理等のスタッフ派遣	リハビリテーション専門職による訪問指導と通所指導を組み合わせた短期集中の機能向上を目的としたサービス	リハビリテーション専門職による動作や行為の評価から、具体的な支援方法や指導等の助言
実施方法	委託	委託	委託	委託

※ その他の生活支援サービスにおける自己負担はありません。

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス）の各事業におけるサービス提供期間は6か月とする。（本人の状態等、必要に応じて期間延長する場合は、地域ケア会議等における多職種からの意見を聴取すること。）

（案） 枚方市の介護予防ケアマネジメント（サービス事業）

ケアマネジメント プロセス		利用サービス		サービス提供 開始月	2か月目 (翌月)	3か月目 (翌々月)	4か月目 (3か月後)
原則的な ケアマネジメント	ケ ア プ ラ ン 作 成 あ り	予防訪問事業 生活援助訪問事業 通院等移動支援事業	サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	●			●
		予防通所事業 緩和通所事業 教室型通所事業	モニタリング等		●	●	● (面接)
		管理栄養士派遣指導事業 管理栄養士派遣指導セット事業 リハ職訪問通所指導事業 リハ職行為評価事業	給 付 管 理	●	●	●	●
			報 酬	400単位 + 300単位 (7,811円)	430単位 (4,601円)	430単位 (4,601円)	430単位 (4,601円)
簡略化した ケアマネジメント		活動移動支援事業 住民運営通所事業	サービス担当者 会 議	▲ (必要時)			
			モニタリング等				●
			報 酬	400単位	-	-	400単位

※ 介護給付及び介護予防給付と同様に介護予防ケアマネジメントにおける自己負担はありません。

（案） 枚方市の報酬加算（サービス事業）

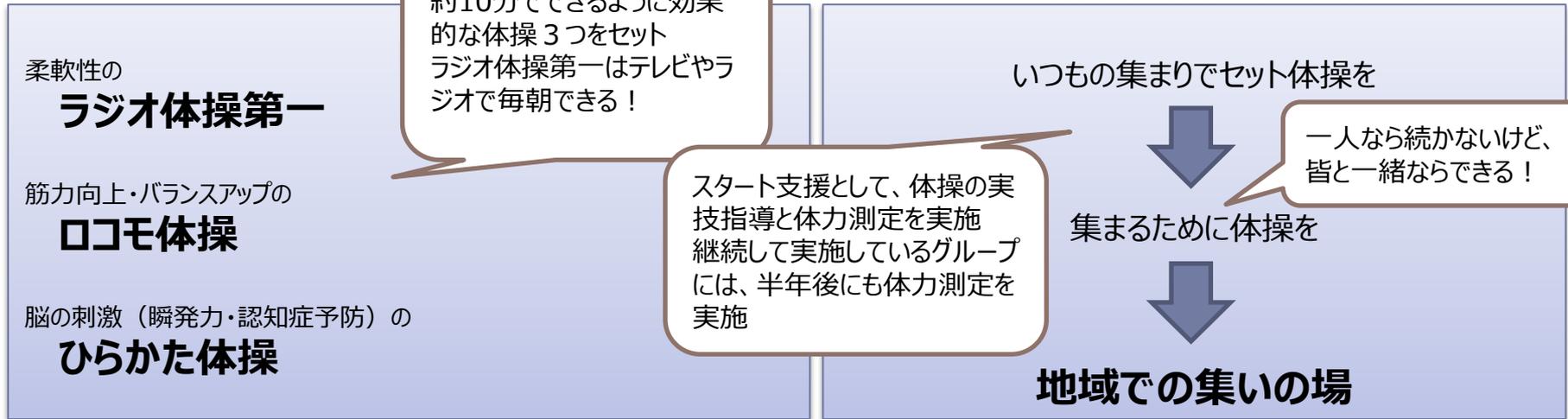
加算名称	内容	適用事業
初回加算Ⅰ	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、訪問型サービスを行った場合に算定 【加算単位：200単位】	予防訪問事業
初回加算Ⅱ	新規に訪問型サービスを利用する利用者宅に複数の生活支援員が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、訪問型サービスを行った場合に算定 【加算単位：100単位】	生活援助訪問事業
生活機能向上連携加算	利用者に対し、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、管理栄養士派遣事業、リハ職訪問通所指導事業、リハ職行為評価事業の専門職または理学療法士等と連携して訪問型サービスを行った場合に算定 【加算単位：100単位（1か月あたり）】	予防訪問事業 生活援助訪問事業
入浴加算	一時的に入浴介助（見守り）が必要な場合や、利用者が入浴を希望した場合に、通いサービスの施設内で入浴サービスを提供した場合に算定 【加算単位：50単位（1回あたり）】	緩和通所介護 リハ職訪問通所指導事業
介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出たサービス提供事業所が、利用者サービスを提供を行った場合に算定 【加算単位：国基準（所定単位数の1,000分の40他）】	予防訪問事業 予防通所事業
生活機能向上グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活のための活動を行った場合に算定 【加算単位：100単位（1か月あたり）】	予防通所事業
運動器機能向上加算	利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に算定 【加算単位：225単位（1か月あたり）】	予防通所事業

(案)

加算名称	内容	適用事業
栄養改善加算	<p>低栄養状態にある利用者等に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に算定</p> <p style="text-align: right;">【加算単位：150単位（1か月あたり）】</p>	予防通所事業
口腔機能向上加算	<p>口腔機能が低下している利用者等に対して、口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導もしくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に算定</p> <p style="text-align: right;">【加算単位：150単位（1か月あたり）】</p>	予防通所事業
選択的サービス複数実施加算	<p>利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に算定</p> <p style="text-align: right;">【加算単位：480単位または700単位（1か月あたり）】</p>	予防通所事業
事業所評価加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た予防通所事業事業所が、利用者に対して通いサービスの提供を行った場合に算定</p> <p style="text-align: right;">【加算単位：120単位】</p>	予防通所事業
サービス提供体制強化加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た予防通所事業事業所が、利用者に対して通いサービスの提供を行った場合に算定</p> <p style="text-align: right;">【加算単位：48単位（要支援1）、96単位（要支援2）】</p>	予防通所事業

ひらかた元気くらわんか体操（一般介護予防事業）

平成28年度から先行実施



柔軟性の
ラジオ体操第一

筋力向上・バランスアップの
ロコモ体操

脳の刺激（瞬発力・認知症予防）の
ひらかた体操

約10分でできるように効果的な体操3つをセット
ラジオ体操第一はテレビやラジオで毎朝できる！

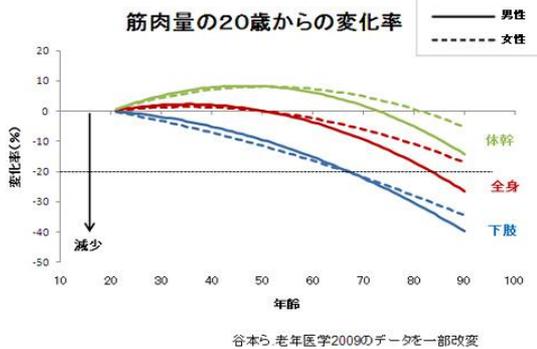
スタート支援として、体操の実技指導と体力測定を実施
継続して実施しているグループには、半年後にも体力測定を実施

いつもの集まりでセット体操を

一人なら続かないけど、皆と一緒にならできる！

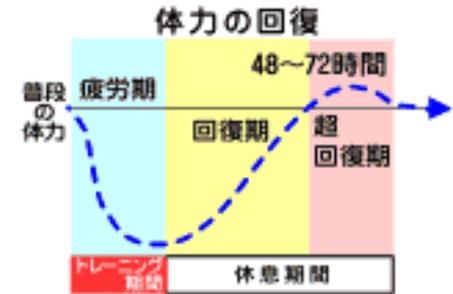
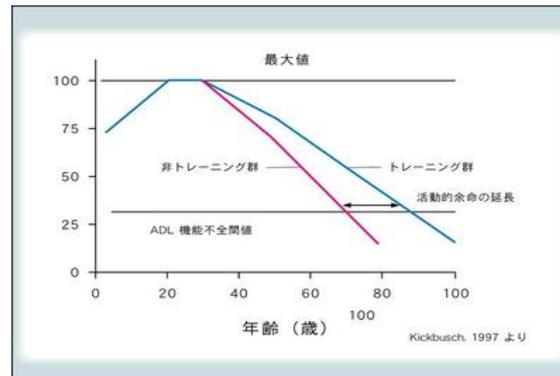
集まるために体操を

地域での集いの場



何歳になっても筋力は向上する！

何もしないと筋力は低下する。



老化は足から・・・

下肢筋力は、早い時期から始まり最も低下しやすい。

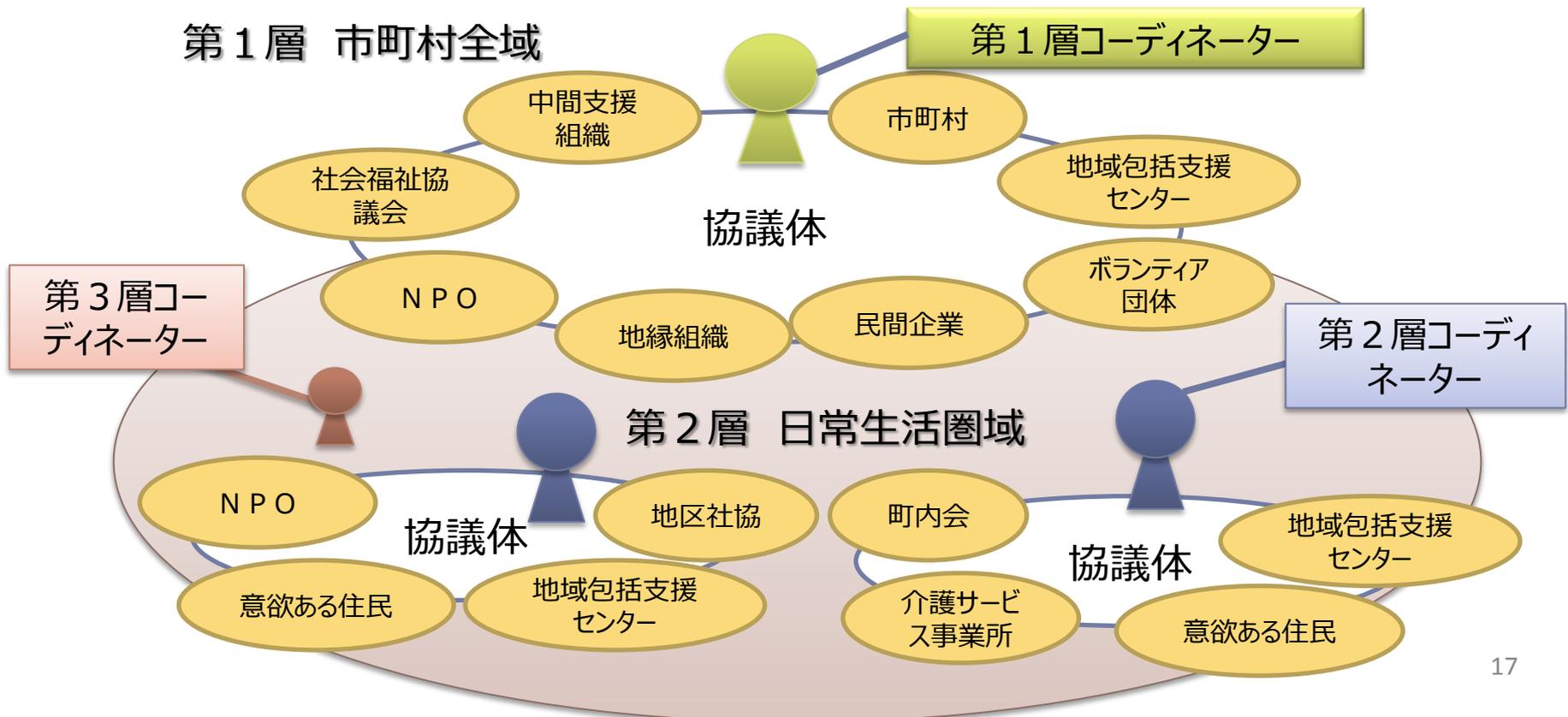
筋力向上のための効果的な運動頻度

「ややキツイ」と感じる強さの運動を週1回（現状維持）

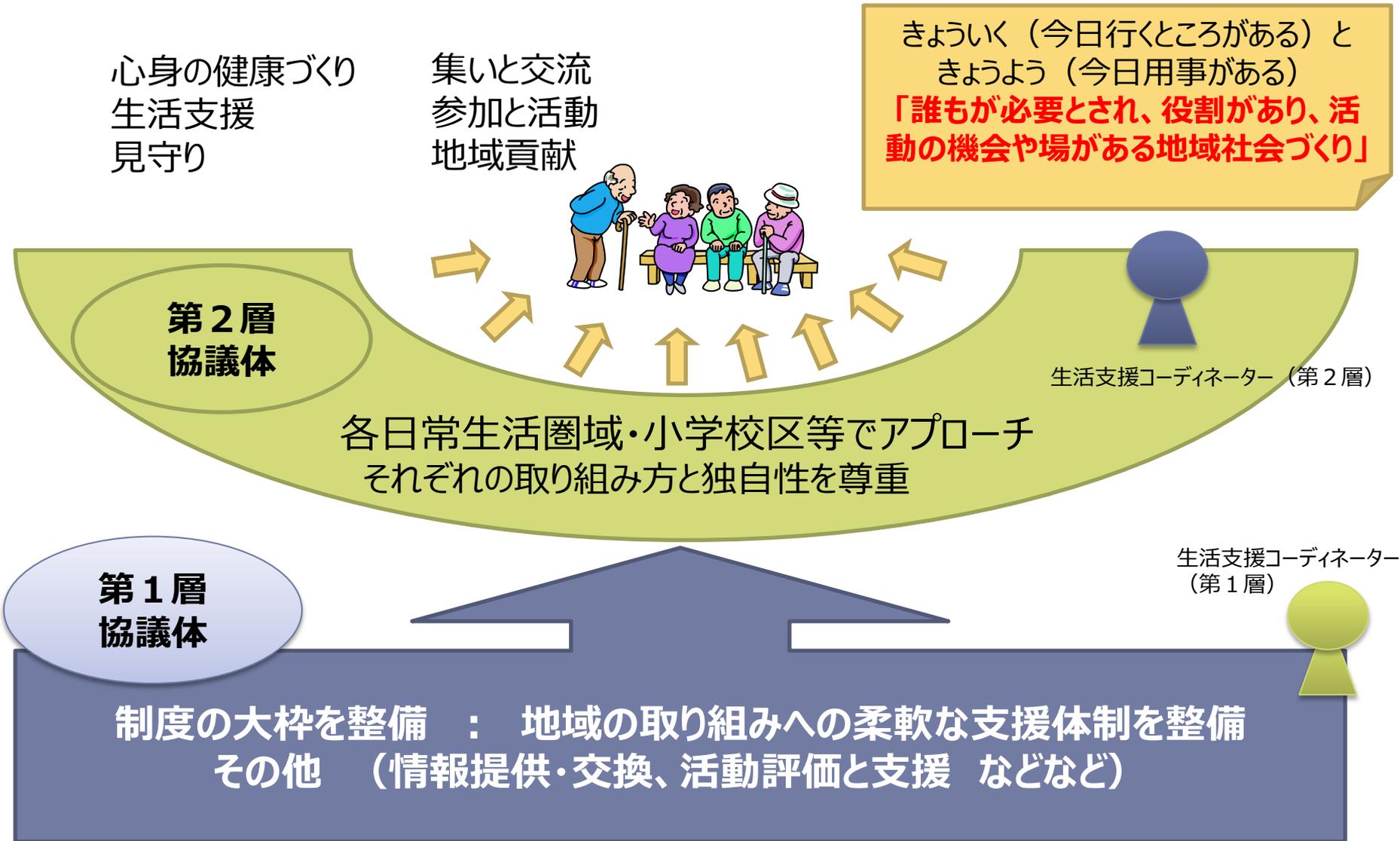
もっと元気になりたい人は週2～3回 16

協議体・コーディネーターの配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



枚方市の協議体の役割（イメージ図）



枚方市の第1層協議体の構成団体等

- 枚方市民生委員児童委員協議会
- 枚方市老人クラブ連合会
- 枚方市コミュニティ連絡協議会
- 枚方市校区福祉委員会協議会
- 枚方市介護支援専門員連絡協議会
- 枚方市デイサービス連絡協議会
- 枚方市通所リハビリテーション連絡協議会
- 枚方市特別養護老人ホーム施設長会
- 枚方市訪問介護事業者会
- シルバー人材センター
- 特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ枚方拠点
- 大阪高齢者生活協同組合
- 枚方市社会福祉協議会

平成27年11月 第1回の第1層協議体設置、今後、定期的に開催

枚方市の生活支援コーディネーター

- 第1層 第1層協議体事務局

（高齢社会室・地域包括支援センター）

組織が出来上がるまでの
当面の間、第1層協議体
事務局が第1層生活支
援コーディネーターを担う。

- 第2層 第2層協議体から推薦



第1層協議体で選定

⇒ 研修受講後に第2層生活支援コーディネーターとして配置

- 第3層 介護支援専門員（ケアマネジャー）

（研修受講者（第1・2層生活支援コーディネーター）から伝達
研修を受講した介護支援専門員）

枚方市の総合事業構築のスケジュール（案）

